# 愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関の 募集について

公募要領

令 和 4 年 1 月 農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

# 目 次

1.	始めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	実施内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	募集方法・応募要件について・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	応募書類の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.	審査・選定及び結果通知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 1. 始めに

令和元年6月28日(金)に公布された愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号。以下「法」という。)が、本年5月1日(日)に施行されます。併せて、愛玩動物看護師名簿の管理、愛玩動物看護師免許証明書の交付その他の愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を国の代わりに実施する指定登録機関の指定要件等を定めた、愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令(令和3年農林水産省・環境省令第8号。以下「省令」という。)が同日施行されます。また、省令において、指定登録機関の指定の申請は、省令の施行の前においても行うことができると規定されています。

これらを踏まえ、法を所管する農林水産省及び環境省では、指定登録機関の公募を行います。公募の内容、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

# 2. 実施内容について

法第12条に規定する指定登録機関として登録事務を行うこと。

# 3. 募集方法・応募要件について

# (1) 募集方法

件名	法に基づく指定登録機関の指定
募集期間	令和4年1月31日~令和4年2月28日
募集形式	公募
指定する機関の数	1者

# (2) 応募要件

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ② 登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないお それがないこと。
- ③ 申請書に記載した内容等について、農林水産省及び環境省による問合せ等 に対応できること。
- ④ その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。

# 4. 応募書類の提出について

#### (1) 募集期間等

募集期間:令和4年1月31日(月)~令和4年2月28日(月)

【17:00 必着】

受付時間:10:00~12:00 13:00~17:00/月曜~金曜(祝日を除く)

提出方法:原則として郵送、電子メール又は宅配便(バイク便を含む。)によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FA Xによる提出は受け付けない。

- ※ 受付時間外や締切りを過ぎての提出は受け付けない。郵送の場合、配達 等の都合で締切時刻までに届かないことがあるため、余裕をもって発送す るよう注意すること。
  - (2) 提出先・問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 TEL 03-3502-8111 (代表)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

TEL:03-3581-3351 (代表)

【※重要※】 応募書類は必ず両省それぞれに提出すること。

(提出部数等は(3)②提出部数を参照のこと)

- (3)提出書類
- ① 申請に必要な書類(省令第1条)

	書 類 名
	□ 申請書 (別添)
	□ 定款
	□ 登記事項証明書
	□ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表
	及び当該事業年度末の財産目録(※1)
   提出書類	□ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計
ル山吉規	画書及び収支予算書(※2)
	□ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類(※3)
	□ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
	□ 現に行っている業務の概要を記載した書類
	□ 登録事務の実施の方法に関する計画を記載した書類(※4)
	□ 法第 12 条第4項第4号イ及びロのいずれにも該当しない
	旨の役員の申述書

※1 申請の日が事業年度開始直後であって、直前の事業年度の貸借対照表及び財産 目録が確定していない場合には、その前の事業年度の貸借対照表及び財産目録を もって代えることができる。ただし、この場合には、直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録が確定次第、提出するものとする。

- ※2 登録事務以外の事業を含む団体全体の事業計画書及び収支予算書とする。また、 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書が総会等 の承認を得ていない等確定していない場合には、予定案として提出するものとす る。
- ※3 理事会等の議事録等とする。
- ※4 「登録事務の実施の方法に関する計画」には、以下の項目について記載するものとする。

「職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計					
画が、登	画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。」への適合状況を				
審査する	るために必要な事項 (法第12条第3項第1号)				
(イ) 登録事務の実施の方法に関する事項					
(12)	登録手数料、免許証明書の書換手数料及び再発行手数料の収納の方法に関する				
(口)	事項				
(ハ)	登録事務に関して知り得た秘密の保持に関し、当該情報を適切に管理すること				
(/\)	ができることを示すもの				
(=)	登録事務の一部を外部に委託することを予定している場合、委託を予定する事				
(-)	務の内容、委託先及び登録事務に関する秘密漏洩防止措置				
(ホ)	登録事務に関する帳簿及び書類並びに愛玩動物看護師名簿の保存に関する事項				
(~)	登録事務を行う時間及び休日に関する事項				
	申請者の組織及び人員並びに登録事務に従事する職員の氏名及び業務分担(登				
( )	録事務以外の業務の兼務状況を含む。)等、登録事務に必要な職員が確保されて				
	いること又は確保するための今後の予定				
	使用する建物の面積及び平面図並びに当該建物内の主な設備及び機器の配置図				
(チ)	等、登録事務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確				
	保されていること又は確保するための今後の予定				
(IJ)	登録事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録				
	事務が不公正になるおそれがないことの説明				
「登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基					
を有するものであること。」への適合状況を審査するために必要な事項					
(法第12条第3項第2号)					
(ヌ)	収支について、登録事務に係る会計が設けられ、申請者の行う他の業務に係る会				
	計と区分されていること又はその整備・区分のための今後の予定				
(ル)	申請者が名簿の管理及び証明書の発行に関する事務を全国的に毎年千人以上の				

規模で適切に行ってきた実績を有すること又は当該申請者の役員及び職員が同様の実績を有することの説明

#### ② 提出部数

(イ) 郵送、宅配便又は持参により提出する場合、(3)①の申請に必要な書類を以下のとおり農林水産省及び環境省に提出

農林水産省:正本1部、電子媒体1部

環境省: 正本1部、電子媒体1部

- ※ 電子媒体は(3)①の電子ファイルを納めた CD-R 又は DVD-R とし、媒体のラベル面には、申請団体名と「愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関の指定申請書類」と記載。
- ・申請者の概要資料(パンフレット等)を1部ずつ農林水産省及び環境省 に提出
- (ロ)電子メールにより提出する場合、(3)①の申請に必要な書類及び申請者の概要資料(パンフレット等)を農林水産省及び環境省に提出

# ③ 提出に当たっての注意事項

- (イ) 郵送により提出する場合は、応募書類の封筒の宛名面に「愛玩動物 看護師法に基づく指定登録機関の申請書類」と朱書きで明記し、書留 郵便等の配達記録が残るものにすること。
- (ロ)電子メールにより提出する場合は、提出先を(2)の問合せ先に確認すること。また、メールの件名を「指定登録機関の提出書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○(○は連番)」と記載すること。また、電子メール送信後に問合せ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。
- (ハ)提出された申請書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取 消しを行うことはできない。また返還も行わない。
- (二) 応募要件を満たさない者が提出した申請書等は、無効とする。
- (ホ) 虚偽の記載をした申請書等は、無効とする。
- (へ) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (ト)提出された申請書等は、農林水産省及び環境省において、審査以外の目的に申請者に無断で使用しない。指定登録機関として指定を受けた団体の申請書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合におい

ては、不開示情報 (個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれが ある情報等)を除いて開示される場合がある。

# 5. 審査・選定及び結果通知について

#### (1)審査・選定の方法

農林水産省及び環境省は、提出された申請書類等の内容が募集の応募要件を 満たしているかどうかを審査する。申請書類の明らかな記入ミスや書類不備が ある場合は、審査の対象にならない場合がある。

審査では、応募要件を満たしている案件について、次の評価項目を踏まえて申請内容を評価し、指定登録機関として1者を選定する。

# 【評価項目】

職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に 関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであるか。 (法第12条第3項第1号)

# 【関連項目】

(3) 提出書類 ① 提出書類 ※4 (イ)~(リ)

登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであるか。

(法第 12 条第 3 項第 2 号)

#### 【関連項目】

(3) 提出書類 ① 提出書類 ※4 (ヌ)、(ル)

#### (2) 選定結果の通知等

選定結果は、審査の終了後、農林水産省及び環境省から全ての申請者に速やかに通知する。また、法施行後速やかに農林水産省・環境省告示により指定登録機関として指定を行うものとする。